

議案第 80 号

和光市議会基本条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

和光市議会基本条例の一部を改正する条例

和光市議会基本条例（平成 22 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「市長等」とは、市長（<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。</u>）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(議員定数)</p> <p>第 14 条 議員定数は、和光市議会議員定数条例（平成 14 年条例第 35 号。以下「定数条例」という。）に定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 定数条例の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 109 条第 6 項又は第 112 条第 1 項の規定により委員会又は議員が提出するものとする。</p> <p>(議員報酬)</p> <p>第 15 条 和光市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 44 年条例第 29 号）の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、法第 109 条第 6 項又は第 112 条第 1 項の規定により委員会又は議員が提出するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、<u>固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。</u></p> <p>(議員定数)</p> <p>第 14 条 議員定数は、和光市議会議員定数条例（平成 14 年条例第 35 号）（以下「定数条例」という。）に定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 定数条例の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 109 条第 7 項又は第 112 条第 1 項の規定により委員会又は議員が提出するものとする。</p> <p>(議員報酬)</p> <p>第 15 条 和光市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 44 年条例第 29 号）の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、法第 109 条第 7 項又は第 112 条第 1 項の規定により委員会又は議員が提出するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成25年12月16日提出

和光市議会議長 菅原 満 様

提出者 和光市議会議員

栗原次男

賛成者 和光市議会議員

須貝郁子

齋藤希雄

吉田けさみ

阿部かさ子

金井伸夫

提 案 理 由

下水道事業の地方公営企業法の適用及び地方自治法の一部改正に伴い、関連規定を整備したいので、地方自治法第112条及び和光市議会会議規則第14条の規定により、この案を提出するものである。